

## その1

# 新学習指導要領 ここがポイント！



東京学芸大学教授  
教科書『小学保健』(光文書院)編集委員代表 **渡邊 正樹**

## ■新学習指導要領の趣旨

平成29年3月に小学校の次期学習指導要領が公示されました。今回の改訂は、これまでの学習指導要領とは大きく異なる点が数多く指摘できます。まず、教育課程を通して子どもたちに求められる資質・能力の育成を明らかにしている点です。

ここでいう資質・能力の育成とは、

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

であり、これらを偏りなく実現できるようにすることを目指します。それは「何ができるようになるか」を明確化することでもあります。

また各教科等においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を実施することが求められています。主体的・対話的で深い学びとは、これまではアクティブ・ラーニングと呼ばれていたものです。具体的にどのような授業改善が可能かについては後述したいと思います。

さらに児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせることの必要性が述べられています。平成28年12月の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下、答申と略す）では、保健における見方・考え方は、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」とされています。

それ以外にも教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこ

と、すなわち「カリキュラム・マネジメント」を推進することが求められています。

## ■小学校体育科保健領域の改善点

それでは小学校体育科保健領域の改善点についてみていきたいと思います。まず体育科の目標は「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す」と示されています。資質・能力は、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つに分けていますが、「学びに向かう力、人間性等」は態度と読み替えています。また前述の見方・考え方を働かせることが重要であることも示されています。

保健領域は現行学習指導要領と同様に、第3～6学年に置かれています。第3・4学年ではG保健として「健康な生活について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」ことと、「体の発育・発達について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」ことが示されています。ここでも現行学習指導要領と大きく記載内容が異なることがわかると思います。すなわち「課題を見付け、その解決を目指した活動」を示した点です。保健においては、課題発見と課題解決は学習活動として重視されており、単に知識を習得することにとどまらないことがわかります。

また健康な生活を例として、学習内容に目を向けますと、ここでは新たな記載をみることができ

ます。「ア 健康な生活について理解すること」は「知識・技能」を指しており（ここでは知識のみ）、「イ 健康な生活について課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現すること」は「思考力・判断力・表現力等」に当てはまります。後者は、今回の改訂で初めて示されました。現行学習指導要領では「理解できるようにする」内容を示すだけでしたが、今回は資質・能力に沿って示したわけです。これは第5・6学年も同様です。

内容に目を向けますと、これまで「食事、運動、休養及び睡眠」であった記述が、「運動、食事、休養及び睡眠」となっています。これは内容の取扱いにも書かれている「運動と健康が密接に関連していること」を受け、これまで以上に保健からみた運動の大切さを重視したものと理解できます。

第5学年では、これまでどおり「心の健康」と「けがの防止」が取り上げられていますが、「心の健康」では大きな改訂がみられます。G保健(1)「ア 心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること」が示されています。理解だけではなく、簡単な対処をすること、つまり技能が示されたわけです。現行学習指導要領では、いろいろな対処方法があることを理解することだけでしたが、これからは簡単な対処ができることが求められるわけです。ただし、どのような対処の技能を学ぶかについては解説を待たねばなりません。

技能は「けがの防止」でもみられます。(2)「ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること」が示されています。応急手当は現行学習指導要領でも実習を行っていましたので、比較的容易に実施することができると思います。

「けがの防止」ではもう1点注目したいことがあります。(2)「イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること」です。すなわち、危険予測・回避について示された点です。これまで中学校保健体育の学習指導要領解説には書かれていましたが、今回小学校でも示されました。もちろん、これまでの授業でも実際には危険予測・回避の内容は扱ってきたと思いますので、大きく変わるわけではありませんが、「危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること」が「けがの防止」における「思

考力・判断力・表現力等」とされたわけです。

最後に第6学年の「病気の予防」ですが、これも現行の内容と大きく変わるものではありませんが、内容の取扱いに注目してほしいと思います。第5学年の内容と併せて、内容の取扱い(7)で「けがや病気からの回復についても触れるものとする」という表記がみられます。「けがや病気からの回復」は今回初めて入ったものであり、けがや病気を未然に防ぐことのみならず、けがはもちろん、病気が起こった場合の対処にも目を向けることが必要になります。具体的にどのような場面で回復を扱うかについては、これも解説を待ちたいと思います。

## ■どのように保健を学ぶか

これまで述べてきたように、新学習指導要領では学び方についても言及している点ですが、これまでと大きく違います。主体的・対話的で深い学びが求められているわけですが、保健においてはどのように実現されるのでしょうか。「指導計画の作成と内容の取扱い」では、保健の学び方について以下のような記述があります。

「保健の指導に当たっては、健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと」。

これまでも述べてきたように、課題発見と課題解決が保健における重要な学習活動であることがわかります。知識及び技能の習得においては、原則や概念を理解し、技能として身に付けることが必要であるわけですが、そこでとどまるのではなく、自分の課題を見つけて、それを解決するための方策を考えることが重要となります。

もちろん、小学校の保健は限られた時間の中で行うため、総合的な学習の時間で行う課題学習のように、じっくりと取り組むだけの余裕があるわけではありません。習得した知識・技能に基づき、自分の生活に当てはめたり、自分の生活と比べてりして、具体的な課題解決につながる学習を行うことが必要です。

ただし、全く新しい学習方法を取り入れるということではなく、従来行ってきた発問の工夫や、思考力・判断力を用いる資料の活用、あるいは児童による話し合いなどが、これまでどおりに有効であると思われる。

## その2 新学習指導要領 ――Q&A

東京学芸大学教授  
教科書『小学保健』(光文書院)編集委員代表 **渡邊 正樹**

**Q** 新学習指導要領で示された資質・能力はどのようなものなのでしょうか。どこが新しいのでしょうか。

**A** 学校教育法では、学校教育において重視すべき3要素として「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」を挙げています。これらは新学習指導要領の3つの資質・能力とほぼ一致しています。したがって新しい概念が提示されたというよりも、再整理を行ったと理解してよいと思います。

新しい点は、学習内容を資質・能力に合わせて示した点です。平成28年12月の中教審答申ですべての教科等で、3つの資質・能力ごとに内容を分けて整理を行っていますが、新学習指導要領でも知識・技能と思考力・判断力・表現力等に分けて内容を示しています。なお態度は内容としては示されていませんが、目標には挙がっています。このように資質・能力を身に付けることが目標であることが明確になったわけです。

**Q** 主体的・対話的で深い学びとはどのような学びなのでしょうか。

**A** 今回の学習指導要領改訂の方向性は、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の3つによって示されています。この中で「何ができるようになるか」は、身に付けるべき資質・能力を指しています。「何を学ぶか」は学習内容を指していると考えてよいでしょう。そして「どのように学ぶか」が主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)ということになります。

新学習指導要領には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、次のように書かれています。

「児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること」。

加えて、言語能力の育成、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段の活用、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働すること等が学び方として挙がっています。

ただし注意が必要なのは、単に活動を入れればよいというわけではないということです。例えば、話し合いを授業に導入すれば、いつでも主体的・対話的で深い学びが成立するというわけではありません。話し合いを行っても、実は一部の児童しか積極的に意見を述べないということよくあることです。すべての児童が学習に主体的に参加するための工夫が必要ということです。

**Q** 保健の見方・考え方を働かせるとはどのようなことなのでしょうか。

**A** 前述したように、保健の見方・考え方は「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」とされています。これは小中高校の保健全体に用いられているものです。また教科等によって見方・考え方は異なっています。資質・能力は教科等に関係なく共通して身に付けるものですが、見方・考え方は教科等の特徴づけるものだと考えることができます。

答申によると、教科等の学びにおいて、資質・能力の3つの柱が活用・発揮され、その過程で鍛えられていくのが「見方・考え方」と説明されています。

保健の見方・考え方では、学習内容に示された課題や身のまわりの情報を、保健で学ぶ重要な原理・原則や概念から着目して捉えることが示されています。例えば、病気の要因を学び、それを様々な身近な病気に当てはめて捉え、どのような予防が効果的か(リスクを軽減できるか)を考える学習などがあるでしょう。また個人でできることだけではなく、適切な環境づくりが効果的であることもわかるでしょう。

なお見方・考え方は授業でのみ発揮されるものではなく、大人になっても活用していくものだとされています。保健の見方・考え方は、生涯を通じた健康で安全な生活を営む上で重要な役割を果たすことは間違いありません。汎用的な資質・能力にとどまるだけではなく、保健独自の見方・考え方を確実に身に付けられるようにしたいものです。

**Q** 保健では新たに技能も加わりました。それによって、どのような学習が想定できるのでしょうか。

**A** これまで保健では技能は含まれていませんでした。今回、心の健康とけがの防止において技能を学ぶことになりました。P.3で前述したように、けがの防止における簡単な応急手当は、従来行ってきた指導と大きく異なるものではないと思われます。

問題になるのは心の健康です。心の健康では不安や悩みへの対処が取り上げられています。具体的にどのような対処法を技能として学ぶかはまだ明らかではありませんが、簡単なストレスマネジメントの手法を取り上げることが想定されます。ただし、体育と同じような視点で技能を指導することは困難であると思われます。たとえ手法を学ぶ場合であっても、技能単独ではなく、知識及び技能として捉えることが必要になるでしょう。

**Q** 新学習指導要領での評価はどのように行えばよいのでしょうか。

**A** 現行の学習指導要領では、保健は関心・意欲・態度、思考・判断、知識・理解の3観点で評価規準を作成して評価を行ってきました。新学習指導要領では、3つの資質・能力が評価の観点になると考えられます。先の答申には、「知識・

技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である」ことが述べられています。ただし資質・能力のひとつである「学びに向かう力・人間性等」については、「評価の観点としては学校教育法に示された『主体的に学習に取り組む態度』として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある」という記述があります。

どのような評価規準となるかは、まだ明らかではありませんが、新学習指導要領には学習評価の充実として次のように述べられています。

「各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること」。

これまでと同じように、目標に準拠した評価になると思います。

**Q** 体育科保健領域以外での健康や安全についての指導はどのように行えばよいのでしょうか。

**A** 学習指導要領総則において、学校における体育・健康に関する指導について以下のように記述されています。

「児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実と努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」。

現行学習指導要領とはほぼ同じように教育活動全体を通じて健康や安全の指導を行うこととなります。したがってどの時間を活かして、またどのように教科間の連携を図るかなど、カリキュラム・マネジメントが必要となります。

(わたなべ・まさき：健康・安全教育学/学校保健学)